

# 人民公社の解体と個人農化

こ じま れい いっ  
小 島 麗 逸

はしがき

- I 農村経済組織の変化の概況
  - II 私的経済部分と集団経営部門
  - III 中核專業經營の育成
  - IV 林業
  - V 畜産業
  - VI 新協同組合化の試み
- 結語にかえて

はしがき

1979年に始まった農業経営組織の改革は82年にほぼ定型化の像が見え始めた。それは人民公社を解体し、農村の政治権力機構と経済活動領域とを分離すること、農業の直接生産過程はできるだけ個別の家庭経済に分解する、農業への投入財供給、農産物の加工・販売などの過程はできるだけ集団経済の規制を温存するという内容である。直接的農業生産過程は個人農・小農方式で、前方連関、後方連関は協同組合方式または国营経済方式で運営すると言いかえられよう。

本稿はこの新しい経営組織を概括する。この制度変革は農村の蓄積と消費に巨大な影響をもたらしつつある。制度変革と蓄積・消費への影響については別稿にゆずる。本稿はその準備過程として制度の改革にのみ焦点を合わせることにする。

## I 農村経済組織の変化の概況

1983年3月2日付の『陝西日報』紙は「農業改革から全面改革へ」という記事をのせた。この記

事は現在進行している農業組織改革と今後の方向について、第1図のように、図解している。

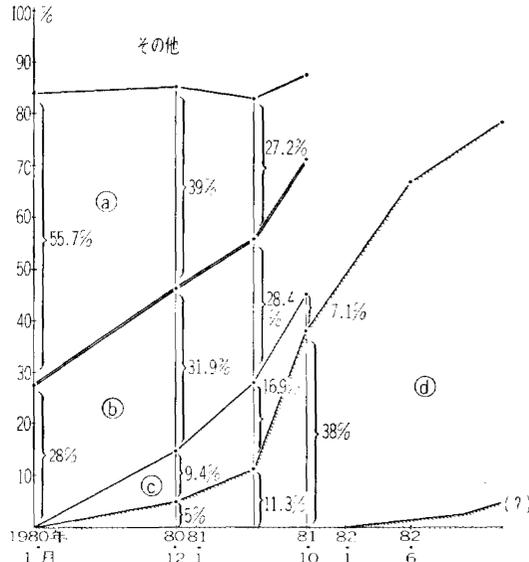
生産とリンクした責任制は農村から始まり、これは農民の下からの偉大な壮挙であるという。生産にリンクした責任制とは、中国語で「聯産到労」、「聯産到組」、または「承包責任制」または「生産責任制」と呼ばれる。その内容は数多くある。業種別に各々の仕事の請負い量をきめ、請負いを超過した部分については請負ったグループ内で分配するやり方、たとえば、家畜班を組織し年間の飼育管理、繁殖までを受けもつ。專業隊を編成し、あるグループには採石業を、別のグループには木工業を請負わせる。請負い額以上の成果を収めたグループは超過分を分配し、未達成班にはその埋め合わせを行なわせるという方法である。農作業の、ある過程だけを請負わせる方法もある。各種各様な形態が編み出されてきたが、要点は生産隊、生産大隊または人民公社とあるグループが特定の作業工程ないしは特定の業種の全生産過程を請負う。分配はグループ内で出役に応じて点数制で行なわれ、請負額以上の成果には奨励金が支払われ、未達成部分については賠償が要求される。3中全会以前との差は、奨励と賠償が入るかいなかにあった。

これにたいし、1981年から様相が一変した。すなわち、請負単位を個人農家にまで下してしまった。それを「包産到戸」または「包乾到戸」と呼ぶ。中国の日本語文献ではそれぞれ、1戸請負制、

1戸経営制と訳している。

前者はまだ共同規制部分を残す。すなわち、各農家が生産隊にたいし、生産高、生産費、一定の労働点数を請負うもので、超過部分については報奨として、請負った農家に与えられる。分配は依然として、統一的な点数制による。ところが、後者になると、ほぼ日本の「小作農」に近い。役畜は各農家に払い下げられ、生産隊の貸与ではなくなる。生産投資は各農家が決める。労働点数制による生産隊の拘束はない。各農家が生産隊に対して負う義務は、農業税、供出部分、生産隊の公積金、公益金だけである。この他に、若干日の生産隊共同労働がある。日本でいえば、部落の道普請やお宮の掃除、区有林の下草刈などの共同労働である。ただし、土地は生産隊に所有権があり、他人に譲渡したり、貸与したりすることはできない。この点が日本の自作農と異なるが、他はほぼ同じである。したがって、「包乾到戸」は1戸経営制と訳すより、「小作農」制と訳した方が日本人にはわかりやすい。こう訳すと、生産隊を「地主」とみなさなければならなくなる。新しい議論

第2図 1戸経営制と中核專業農家の普及



(出所) 川村嘉夫「経営組織の変容」(『中国の長期経済計画下における農業政策』日中経済協会 1983年3月) 50ページ。

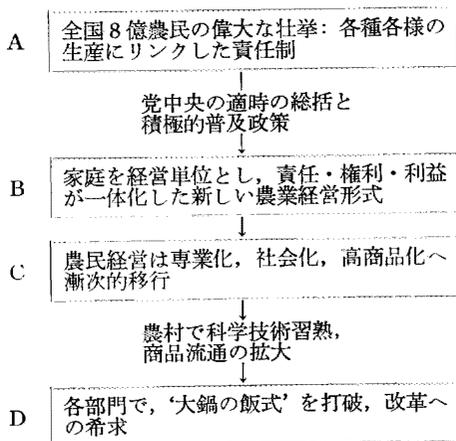
(注) ④は筆者が追加。

と問題を生み出すので、ここでは1戸経営制という訳を採用しておく。俗称で個人農としよう。

第2図に、川村嘉夫氏が収集した資料を図式化し、経営組織の変化の激しさを示してみた。④は中国語で「定額包工」と呼ぶ方法で、1978年12月の3中全会以前に支配的であった。これは生産責任制の組織とはいわない。各々の農作業について労働力必要定額を決める。このノルマに応じて、共同労働をとおし、農作業が組織される。分配は労働力の強弱により等級にわけ、参加の農民の出勤時間により点数が記録される。この分配方法から分岐して、作業内容の質を問う分配方式もあみ出されてはいた。第2図でみるとおり、1980年1月段階で56%前後を占めていた。

生産責任制は1979年から導入され始めた。当初は①である。これは中国語で「聯産到組」とか「聯

第1図 農業の制度改革図



(出所) 『陝西日報』1983年3月2日。

産到労」とかいうもので、生産高にリンクして、生産を請負ったグループまたは個人の分配を変動させる方法である。生産隊ないしは上部団体から請負った部分については、上部団体が統一的に配分する。それ以上の部分については、請負ったグループまたは個人が配分をうける。この方法のうち、前者はグループ単位に請負わすのにたいし、後者は個人に請負わす。わずか1年半の間に両者の構成比が逆転していることが知られる。1980年1月にはグループ請負いが25%、個人労働力請負いが3.1%である。ところが、1981年10月には前者が10.8%、後者が15.8%となった。個人労働力の要素がそれだけ強かったことが知られる。

大きな変化は1981年に発生する。生産隊が生産の大部分を依然として支配下におき、その超過部分だけを、特定のグループないしは特定の隊員に奨励部分として分配する方法から、個人農家を請負い単位とするようになった。㊦の個人労働力請負いとどう異なるのか。個人労働力請負いでは、生産隊の特定の個人は以前と同じように、農作業への出勤は生産隊の指令による。たとえば繁殖豚の養豚を任されると、その仕事への労働力配分は生産隊の指示で行なわれる。他の農作業を自分で創り出し、収入をあげることはできない。これにたいし、㊧は「包産到戸」と呼び、個人農家単位で請負う。この個人農家単位の請負いは、一定の主要な農作物の播種計画などは生産隊との契約によってその範囲で拘束をうけるが、それを除けば、品種の選定、農作業のわりふり、休暇のとり方など家族労働のさいはいは家長が行なうことになる。生産高、生産コスト、供出量、出役すべき労働日数など一応生産隊の規制をうける。また生産目標を達成すべき生産資材の投入量なども生産隊の方からセットになって貸与される。分配の

方も契約高の範囲については生産隊が統一し、点数に応じた分配が行なわれる。

これにたいし、㊦の「包乾到戸」になると、ほぼ日本の自作農に近くなる。生産隊にたいして負う責任は農業税、供出量、集団用の公積金、公益金だけとなる。生産手段も、土地を除くとほぼ私有である。労働力に対する生産隊の規制力もほぼ喪失したものと考えられる。分配面では、生産隊に対して負っている責任を果たせば、残りは当該農家のものとなる。

この1戸経営制への動きは、農民側からの要求でなし崩し的に発生したもので、党中央はそれを追認するしかなかった。党中央の指導によってなされたのではない。その追認するか否かの決断時に、常に万里が重要な役割を果たしてきた。若干の経緯を年代記に沿ってみよう。

1978年12月：3中全会が農村、農業にかんし、二つの決議を行なう。人民公社の国家に対する、生産隊の人民公社、生産大隊に対する自主権の尊重を謳う。分配面で農民への譲歩政策を採用した。

1979年9月：「農業を一層速かに発展させる若干の問題についての決定」(75号文献)で山間僻地で、1戸請負制を認める。

1980年9月：「農業生産責任制の強化・整備に関する問題」の通達。1戸請負制を貧しい後進地域一般に拡大・実施することを認める。しかし、それを長期間の政策としてはならないとしていた。

1981年10月：全国農村工作会議で、同会議紀要を起草。しかし、公表されたのは1982年4月6日付『人民日報』である。同紀要で、「包産到戸」(1戸請負)「包乾到戸」(1戸経営)制

を、社会主義農業の一翼として承認。

1982年11月：農業書記会議，各省，市，自治区の農業政策担当の書記会議。万里が講演し，新政策を示す。1戸経営制を農業生産責任制の重要な発展とみ，かつ，商品生産を推進する新組織を認識した。そのなかで，中核農家の重要機能を指摘。それを社会主義農業の各種形式の一環とみなした。万里報告は1982年12月23日に発表される。

1983年4月：『人民日報』（11日付）紙上公表の「当面の農村経済政策の若干の問題要旨」（通称83年1号文献）。中核農業農家形式とそれにもとづく，各種の経済連合を農村の重要な組織形式にすることを認める。

党中央の政策転換として重要なのは1981年10月の全国農業会議ではなかったかと思われる。第2図とこの年代記とを照合してみると，党中央の指示，政策をとび越えて，農民側が1981年に入って1戸経営制をどんどん採用していることが知られる。1981年10月の全国農業会議の時点では，すでに40%近い農家が1戸経営制を採用していることが知られる。同会議はその善後策のために開かれたことが知られる。そして，党内で1戸経営制が社会主義農業の一環であると大方の同意がえられるまで，その公表は差しひかえられたのかも知れない。公表はじつに6カ月後になって初めて行なわれている。1983年2月には全国農家の80%近くが1戸経営制をとり入れた。

1981年後半から83年2月までの1年7～8カ月は55年から56年春までの急速な合作社化，57年冬から58年末にかけての急激な人民公社化に匹敵するほどの劇的な制度変革の時期である。

経営組織の改革は1戸経営制に定着しつつある

が，このなかからさらに新しい経営形式が1982年から成長し始めた。「専業戸」，「重点戸」と呼ばれる農家群の発展である。「専業戸」というのは農業では特定の業種に特化し，高い商品化率を実現している農家をいう。養豚農家，養鶏農家，育苗農家などをいう。日本語の専業農家とは異なる。日本の専業農家は第1種，第2種兼業農家に対していう言葉で，農業経営だけで家計を維持している者をいう。中国の「専業戸」は一つまたは二つの農業部門の業種に特化した個人農家をいう。日本語では中核専業農家または特定業種専業農家と訳すのが適切であろう。ただし，非農業の「専業戸」も数多く出現している。これは専業個人経営と訳しておこう。「重点戸」の方はそれほど特化していないが，商品化率が比較的高い農家をいう。日本語で重点農家と訳しておこう。

1981年までは「冒尖戸」という言葉がしばしば出ていた。日本語の成金農家にあたる。この言葉はいうまでもなくマイナスイメージをもつ。党中央で，中核専業農家育成策をとるかいなか，議論がたたかわされたに違いない。積極的な姿勢がとられ始めたのは，1982年の中共中央の1号文献のようである。この場合も，現実が進行し，党中央がそれを抑えるのか育成するのかの判断をつきつけられたのが実情である。ハルビン市郊外区の例はつぎのようであった<sup>(注1)</sup>。

「1980年平房区東方公社新華大隊の社員間で，養鶏を行なう‘両戸’（中核専業農家と重点農家——引用者）が大量に出現した。それが人々の脳裡にあった‘左’傾思想の束縛を打破し，われわれ幹部を教育した。そのうち，中共中央の1982年1号文献が明確に‘多種経済を發展させ，集団と個人の経済をそれぞれ一斉に伸ばす’ことを提起した。これで始めて，われわれは家庭副業の重要な位置づけと機能について，認識を新たにした」。

董彬論文が引用する範囲の1号文献には「専業戸」とか「重点戸」という言葉は出ていない。個人農も、集団経済と同じように伸ばすことが述べられているにすぎない。1号文献はその前年の1981年10月に開催された全国農業工作会議の紀要がまだ公表できるまでになっていない段階での指示である。1982年4月6日に発表された紀要にも、「専業戸」、「重点戸」という言葉は出てこない。党指導層がこの育成を積極的に提示したのは、同年5月の『紅旗』第10号における詹武等6名の連名論文「わが国農業を発展させる戦略的措置の構想」という論文である。中核専業農家は投資が少なく、コストも低く、収益が大きく、商品化率を大々的に引き上げることができると述べた。それ以後、新聞、雑誌上にさかんに唱導されるようになった。

特定業種専業農家は家族労働力に対する生産隊の支配権がなくなったものをいっているようである。生産隊が特定の業種を農家に請負わす。そのさい、家族労働力に対する隊の支配権を放棄して、すべてを任せるという方法が当初とられたようである。重点農家は基幹労働力が依然として生産隊の支配下におかれ、自分の自由にならない。これにたいし、補助労働力は家庭の自由になり、生産隊の支配を受けなくなる<sup>(注2)</sup>。ただ、この規定も、一般的な1戸経営制が普及していないときのものであろう。1983年以後、80に近い農家が1戸経営制になった段階では、労働力支配権による区別は意味をもたなくなるであろう。

第1図のC段階まで進めば、個人農による専業化が社会化、高商品化を実現するものと考えられている。社会化とは商品化と同義語と考えてよい。個人農家の自給経済に対比して使われている。養豚農家は養豚だけをやり、野菜や自家飯米

の生産はしない。養豚が1、2頭の副業ではなく数十頭を飼育し、商品化を目指した農業となる。当然、飼料を自給するわけにはゆかなくなる。飼料産業を成立させる経済となる。子豚も肥育豚に特化すると、購入するようになり、子取りはやらなくなる。これも分業の一つの深化である。このような分業の深化を社会化と呼んでいる。また、第1図には出ていないが、分業の各構成主体が契約によって結びあうことを経済連合と呼ぶようになった。Aが飼料会社でBが養豚農家とすると、AはBに年間xトンの飼料を供給すると契約する。これを一つの経済連合と呼ぶ。Cは子豚取り農家(繁殖豚農家)とする。他の10軒の肥育豚農家にCは子豚を年間何頭供給すると契約する。これも一つの経済連合であり、特定業種専業農家方式と経済連合とがコインの表裏となった新しい経営形態であるととらえるようになった。

新農政の舵取りの1人である杜潤生は最近の動きをつぎのように述べている<sup>(注3)</sup>。

「われわれの以前の協同組合化は、生産過程の協同化であり、購買・信用・科学技術サービスの協同組合化はなかった(ただし、購買の協同化はあったが、のちに取り消された)。また、農業生産過程の前方連関、後方連関などのその他もろもろの部門の協同化はなかった。今後は、前方連関、後方連関の協同化が必要である。われわれの協同化はただ労働力を吸収するところの、労働力による連合であった。今後は分散した資金を吸収し、出資によって経営し、配当するような連合が必要である。さらにまた、旧来の協同化は、一村内、一部落内で連合し、土地を協同経営してきた。しかし、これからは地域を越え、専業分野間で協同化する必要がある」。

この引用文の中にほぼ1981年後半から起こった中国農村の経営組織の変化と今後の方向が書かれている。生産過程は個人農経営とし、各農家に分解する。生産財供給(前方連関)、購買・販売、信用

部門、農産物加工部門(後方連関または周辺部門)は出資額による協同化を行なう。今後、労働力の協同使用にもとづく協同経営は縮小してゆくという方向である。

(注1) 董彬「発展畜禽飼養專業戸，重点戸提高城市蛋奶的生產和供应水平」(『農業經濟問題』1982年第10号)9ページ。

(注2) 余国耀「試談農村專業戸問題」(『農業經濟問題』1982年第10号)3ページ。

(注3) 杜潤生「中国農村的深刻变革」(『中国農民報』1983年2月3日)。

## II 私的經濟部分と集團經營部門

1983年2月段階で、全国の約80萬の農家が1戸經營制になったことは前項でみた。1982年は「完善生產責任制」というスローガンが出され、1戸經營制への徹底化が行なわれた年である。その徹底化とはどのような内容を含んでいるのか。生産手段の所有形式、労働力に対する支配形式、生産決定権、分配形式などの諸側面から整理する必要があるが、いまだ流動的であり、これらの諸側面についての資料は十分出ていない。断片的な資料をつなぎ合わせると、1981、82年初期までは、集團性の範囲が強いが、83年に入ると、集團性の範囲は急速に縮小している。以下においていくつかの例を紹介しよう。

### (1) 江蘇省蘇州區華西大隊<sup>(注1)</sup>

七統一：作付配置，用水，施肥，農業機械使用，作物管理（病虫害駆除），新技術の普及，分配。

### (2) 湖南省漢寿县护城人民公社銀水生産隊<sup>(注2)</sup>

4統一：生産計画，集團財産の管理，使用水利施設，災害防除，農業基本建設。

### (3) 河北省保定地区<sup>(注3)</sup>

3統一：大面積農地または主要農作物の作付計画，耕起，用水。耕起は生産隊が農業機械を保有することで，用水は水利施設を保有することで集團性を維持している。

### (4) 四川省通江县互室区<sup>(注4)</sup>

a) 土地の請負い年限を緩和する。先に規定した「3～5年に1回かえる」という項目を廃棄し，長期間変動させないことを明確に宣言する。

b) 集團財産の整理と払下げ。先に決めた次の規定を削除する。「集團財産は，各種農業機械・農機具を含めて生産隊が經營し，払下げたり，請負わせたりしてはならない」。これをつぎのように改める。集團が所有する各種農業機械，農機具，高温室，保蔵庫，豚舎などは，よく調査し評価し，一律に特定業種專業農家か重点農家に請負わせる。公用のものを除いて，あるものは評価価格をきめ社員に売りわたすか，貸与すること。

c) 契約制をより完全なものにすること。過去に行なった1年ごとの契約制を改める。国家計画の要求にもとづいて行なった生産および農副産物の売り渡し契約は，厳格に守り，3～5年不変とする。

d) 耕牛は一律に価格をつけて個人農か組に払い下げる。一度に評価した価格で，年賦払いとする。評価した日以後に生まれた小牛は個人農家または組の所有とし，生産隊は利益配分にあずからない。

e) 生産隊，または隊と他の單位を連合して行なっている各種企業は，經常問題をよく処理したあとに，一律に專業者または專業の請負い世帯グループの經營にまかせる。利潤を上納させ，独立採算性を行なう。

- f) ダム、池、堰、水路と集団の林木は、集団経営の基礎の上に、一律に専業者に請負わせ、分配はそれに応じて行なうこと。
- g) 資金留保と蓄積など。できるだけ合理的に、適度に行ない、生産隊が徴収し、人民公社が保管するようにし、支出を厳格におさえること。温室育苗、病虫害駆除、水利建設、有線放送、送電線建設などの生産隊が統一して行なう生産項目は、需要者から現金を徴収するか、過去の蓄積から支出し、農民の負担を軽減すること。
- h) 弱者保護政策は確実に行なうこと。烈士軍属に対する優遇点数制を優遇額評定方式に改める。貧困者扶助点数制は貧困者扶助金に改める。五保戸（生活扶助家庭）への扶助は全うすること。生活困窮者には技術、労働力、物的面で援助を与えること。ある者には公益金から適度な援助を与えるべきである。労働者、幹部の家で労働力が不足し、困難が大きい家に対しては、「口糧田」のみを請負わせ、耕地を請負わすことをしない。その他の適切な生産項目を請負わせる。「口糧田」はその1戸が年間に消費する穀物だけを生産する耕地をいう。
- i) 債権債務の整理。生産隊が国家や隣りの他の生産隊から借りた穀物や金銭の債務は、生産隊の蓄積と生産隊の財産を払下げて得た収入であって、各戸に配分してはならない。隊のなかで社員が借りたものは極力埋め合わせる。社員と生産隊との間の債務は清算しなければならない。期限を切って返済すべきである。
- j) 条件があり、技術の優越しているもの、自ら加工、運輸、サービス業や開発事業に従事

する専業者には、耕地を請負わせたり、自留地や自留山を請負わさなくてよい。将来、専業者をやめ、土地を受けもつことを希望した際には、土地を分割し、与えてよい。

生産手段の個人への払下げ：この県ではほぼ全部の生産手段が個人私有となった。土地も3～5年の割り替え制の期限がはずされている。1982年9月、筆者が農業部を訪れたさい、貸与期限を5年前後に延ばしてよいと述べていた。3～5年という期間限定をはずして以後いつまでにするかは言及がない。したがって6年間以上の実質的私有制が進行すると思われる。

水利施設の管理は特定の農民に任せることになった。所有権は生産隊にある。

協同生産項目：(4)のg)に6項目出ている。日本では農協がやっているものに、養蚕の稚蚕飼育、稲の育苗、有線放送などがある。病虫害駆除も一部では農協が主導してやっているところがある。水利建設は今日ではほとんど業者がやるようになった。送電線建設は日本では民間会社が行ない、受益者が一定の割合を負担する形式である。いずれにしても、部落、村の共同労働は今日の日本ではなくなった。だから中国の新方式は、高度成長以前の日本とほぼ同じである。

農村社会保障・相互扶助：労働力が欠如している農家を‘五保戸’と呼び、生活扶助が与えられる。医療費、葬式、学校教育費などが免除されてきた。この社会保障を堅持してゆくことはh)から知られる。

1戸経営制が出始めて、「分」と「統」との程度が議論された。「分」とはどこまでを個人所有として分割するのか、「統」とはどこまでを集団生産として統一するかという問題である。もとより、流動的であるので、各地によって異なる。一

般的には1982年の初期では「統」の部分がかかなり多かった。しかし、1983年に入ると、私的所有部分が拡大していることが知られる。大中型農業機械でさえ、個人所有になっている。

林業、牧畜、漁業などについても同様に、「私有化」が徐々に拡大している。これらについては項目を改めて言及したい。

(注1) 薛金鯨「包工責任制生存力的探討」(『農業経済問題』1982年第4号)20ページ。

(注2) 郭道弘「我們是怎样落實統、專、包責任制的」(『農業経済問題』1982年第5号)26ページ。

(注3) 王子平「包乾到戶与集体經濟」(『農業経済問題』1982年第1号)26ページ。

(注4) 『四川日報』1983年3月31日 1ページ。

### III 中核專業經營の育成

#### 1. 農政上の位置づけ

「專業戶」、「重点戶」とセットになって使われているが、先に書いたように、ここでは特定業種專業農家ないしは中核專業農家という訳で一括して扱う。その定義はいまだ定まっていない。日本の篤農家に当ると考えてよい。ただし、日本では農民の場合に限られる。中国では農業でない他の特定業種を行なっている個人営業者もこの「專業戶」、「重点戶」に含まれる。かれらの場合は專業個人經營と訳しておく。中国の2、3人の関係者の定義を引用して、大方の像を描くことにしよう。朱長勝はつぎのように述べる(注1)。

「何を特定業種專業農家と呼ぶか。われわれがいう專業農家は特別な技術をもち、基幹労働力が家族労働力全体が基本的に、協同組合の集団労働から離脱し、国家が承認した商品性の高い生産を行ない、一定の經營規模があり、その収入が当該農家の主要な経済的基盤となっている農家である」。

現政権の農政解説者余国耀は、特定業種專業農

家の来歴は二つあるという。一つは家庭副業から発展してきたものであり、二つめは生産隊が特定の業種を個人に請負させたものが個人農に転化し、発展した農家である。いずれにしても、特定業種に対し、当該農家は特別な技術をもっている。そして、商品化が他の一般農家に比して高いので「家庭工場式の集約經營」とも呼んでいる。余国耀はこのように特徴づけたあと、つぎのようにいう(注2)。

「家庭副業を基礎にして発展してきた專業農家を特定業種專業農家と重点農家に分ける地方がある。前者は、基幹労働力は集団の労働に参加しない。そのかわり、抛出すべき労働力と等量の蓄積を渡し、社員としての同等の待遇を受ける。重点農家の方は基幹労働力は集団労働から離脱しない。補助労働力だけが生産隊支配から離脱する。この部分について生産隊への納入義務はない。特定業種專業農家や重点農家に対しては、国家は政策にもとづいて奨励米を与える。それ以外に、生産隊は各種の優遇措置をとらねばならない。たとえば、かれらに飼料用地や飼料用穀物を与えることなどである。銀行も一定の融資を行ない支援すべきである」。

個人農で規模が拡大していけば必然的に発生するのが労働力不足である。すでに、雇農を雇い入れている專業農家さえある。この点について、余国耀はつぎのようにいう(注3)。

「現在、政策面で意見の分岐が大きいのは特定業種專業農家の雇用問題である。被雇用農民をどのように認定するか。雇用量に限界をもうけるか否か。何人をもって限度とするか。特定業種專業農家の雇用問題については調査研究を行ない、正確な政策限界をどのように提起するかはすでに検討すべき議事日程の問題となっている」。

以上三つの引用文からおおよそのイメージが出てくる。すなわち、特定業種專業農家とはつぎのような要件をもっている農家をいう。

- (1) 高い商品化率を実現していること、
- (2) したがって、一般に高収入の篤農家である

こと、

(3) 生産隊から家族労働力使用について自由であること、

土地改革時の定義からいえば、富農に当る。この特定業種專業農家を積極的に発展させるべきだという政策がほぼ定着するのが、1983年初めである。同年4月11日に公表された83年1号文献(「当面の農村経済政策の若干の問題」)である。それまでそれは、統一した政策にはなっていなかった。1982年および83年の農政は、土地改革時の定義からすれば、あきらかに富農路線と総括できるものである。

党中央は特定業種專業農家をどのように位置づけているか。それを農業発展の牽引車と認定している。『人民日報』の評論員論文はつぎのようになっている(注4)。

「特定業種專業農家は、党の労働により豊かになるというスローガンに呼応した牽引車であるという点を認識しなければならない」。

評論員論文は周知のように、党の当該問題に対する最高責任者がしばしば執筆するものと伝えられている。1983年3月段階の基本方針と考えてまず間違いはない。商品化率の向上をはかる基本的政策が特定業種專業農家を発展させることにあるという方針をとるにいたった。商品穀物基地県の地方指導者の会議で、党中央の指導者はつぎのように述べるにいたった(注5)。

「関係部門の責任者はつぎのように述べた。商品穀物基地県(市)は生産条件を改善するという基礎の上に、穀物專業農家、重点農家の発展をしっかりとやり、穀物商品化率を引上げ、商品穀物生産を発展させる重要な方法としなければならない」。

華国鋒が1978年2月に打出した商品穀物基地構想とは全く異なる方向をとり始めた。華国鋒の方針は国家の重点投資をそこに集中し、人民公社方

式により、穀物商品化率の引上げを狙った。1983年からは特定業種專業農家を育成することによって、この問題を解決しようとする方針を採用するにいたった。

現政権の特定業種專業農家を農業発展の牽引車にしようという政策は、農村金融面によく現われている。中核農家への傾斜金融を採用し始めた。たとえば、陝西省の農村金融を伝える記事はつぎのよう(注6)。

「農村の1戸經營農家、重点農家、中核專業農家および有望な商品化率の高い農副業の生産項目はいずれも融資の重点対象である」。

同省の1983年1～2月の中核專業農家などへの融資額は前年同期の2倍あまりになったという(注7)。

以上から、1983年初めに、党中央は農業発展の担い手を、中核專業農家に求め始めたことがほぼ知られる。

## 2. 普及の程度と業種の範囲

1戸經營制は、すでにみたように、1981年後半から急速に普及し、1983年初めには80%に達した。しかし、中核專業農家はこのようには普及しまい。これは1戸經營農家のなかで、特別の技術と若干の企業精神をもった農家であるからである。

普及は1981年に点のごとく出始め、1982年の後半から各地で急速に拡大している。第1表に断片的に収集した資料を掲載する。①から④までは、時間の経過と特定業種專業農家の発展を示す資料である。1982年に急速に伸び始めていることが知られる。第2図とつき合わせてみると、1981年後半から82年全体にかけて、1戸經營化運動、82年から83年にかけて、商品化率の高い專業農家作りが盛んに行なわれていることが知られ

第1表 中核專業農家の進展

地 域	業 種	時 期 ① 対農家総数比	時 期 ② 対農家総数比	出 所
①陝西省全省	養鶏農家のみ	1981年12月 0.43%	1982年12月 2.46%	『陝西日報』 1983年2月3日 1ページ
②陝西省榆林地区	科技農家も含む	1981年12月 4,000~5,000戸	1983年2月 21,700戸	同上紙 1983年3月4日 4ページ
③山西省晋東南区		1982年初め 16,000戸 1.7%	1982年9月 130,000戸	『農業経済問題』 1982年 第12号 21ページ
④ハルビン市郊外区		1980年に初売	1982年6月 12,000戸 14.3%	同上誌 1982年 第10号 9ページ
イ) 貴州省貴陽市郊外			1982年6月 4.6%	同上誌 1982年 第9号 39ページ
ロ) 貴州省黔西南州			1982年6月 3.2%	同上
ハ) 四川省涪江専区		1982年6月(?)1,100戸	1985年(予定) 10%	同上誌 1982年 第9号 14ページ
ニ) 四川省樂至県			1983年2月 4.5%	『四川日報』 1983年2月24日 2ページ
ホ) 四川省什邡県			1983年1月 10%	同上紙 1983年2月18日 1ページ
ヘ) 四川省崇慶県			1983年3月 28%	同上紙 1983年3月31日 2ページ
ト) 四川營山県			1983年4月 13%	同上紙 1983年2月18日 1ページ
チ) 山西省呂梁行崗県		1981年7月 「自作農」化開始	1982年12月(?) 7%	『農業経済問題』 1983年 第3号 10ページ
リ) 山西省大同県			1983年末(計) 5%	『人民日報』 1983年3月21日 1ページ
ヌ) 吉林省平区	養鶏・養豚のみ			『農業経済問題』 1982年 第10号 3ページ
ル) 福建全省			1983年3月 10%	『人民日報』 1983年4月29日 2ページ

る。

全体の農家数のなかで、どのくらいの特種業種專業農家が生まれるか。現在までの資料では四川省崇慶県の28%が最も高い。專業農家は郊外区農業地域で盛んである。これは野菜、果物、水産物、乳牛、畜産など、都市需要地をひかえているので当然ではある。しかし、一般農業地域でも10%を占めている地区が出始めた。1戸経営農家のなかで、どこまで專業農家が伸びるか。都市郊外で25~30%、一般農業地区では20%前後までではなからうか。それ以上伸ばすには、多くの農民を他の部門に就業させなければならない。この転換ができないかぎり、発展は頭打ちとならざるをえない。

業種の範囲は狭義の農業のみならず、牧畜、漁

業、林業、各副業すべての分野に入りつつある。

このなかで、都市郊外区は畜産が圧倒的に多い。養豚、養鶏、養鴨、乳牛飼育などである。

畜産は規模の拡大にともなって内部分業が発生する。たとえば日本でみる養豚の場合、90%の肥育豚にすることのみを中心とする農家は肥育豚專業農家と呼び、子取りはやらない。子取り専門農家は繁殖豚農家と呼ばれる。繁殖豚農家は種付け用牡豚を飼育しない。冷凍技術が発達し、精液は別の組織がにぎる。つまり養豚業にも三つの分化が生まれる。他の畜産についても同様である。畜産專業農家はさらに細分化され、育雛專業農家、卵養鶏家、肉鶏農家などが発生し始めている。

一般農業については、穀物專業農家はまだ少ない(注8)。四川省營山県では全特種業種專業農家の

うち23%が穀物専業農家だという(注9)。1983年度あたりから増加していくものと思われる。穀物または野菜専業農家のなかでも、育苗専門農家も出始めている。日本では水稻の場合、育苗専門業が成立し始めたのは1970年代からである。農協の代耕請負い会社が専門に室内苗代をつくり、農家に供給するようになった。直接の契機は田植機の普及にある。従来は苗代で育った大きな苗でなく、稚苗のうちに田植機で植える技術が浸透した。これにともなって農協や民間の会社が専門に苗代作りを始めるようになった。

野菜の専門農家の育苗はすでに長い歴史がある。日本では郊外区の篤農家がこれを行ってきた。なす、トマト、きゅうり、すいかなどの果菜類、サツマイモの苗などに多くみられた。中国でもこの面の専業農家が出始めた。

果樹園も専業農家が出始めた。四川省の遂寧県西眉区ではミカン果樹園の専業農家を創設し始めた(注10)。600戸の農家のうち、その1割の60余戸がみかん専業農家となった。しかし、契約年限、栽培面積その他についてはくわしいことは不明である。果樹園であれば少なくとも20年前後は特定農家を固定しなければならないであろう。

林業も全国で100万戸の農家が専業林家に指定された。これは林業の項で詳述する。

漁業についてはあまりニュースがない。商品化が最も進んでいる広東の珠江デルタで誕生している(注11)。需要先は香港市場である。

穀作については比較的少ないが、既存の商品化基地にみられる。第3表からわかるとおりである。

非農業分野でも多種多様な業種に広がっている。山西省嵐県は全農家の7%が中核専業農家になっているが、つぎのような中核専業農家および

専業個人経営の育成が考えられている(注12)。山岳地域は畜産、平原地区は各種の耕種農業、都市郊外区は加工業、サービス業、運輸業、建築業などの専業個人経営を育成しようとしている。四川省崇慶県は28%が中核専業農家または個人経営になった。業種は各種農業のほか、竹細工業、藤細工業、棕細工業、藁細工業、採石業、ミシン縫製業、長距離運輸業、茶菓子業などがあるという(注13)。

専業個人経営が出始めたばかりなので、その業種内容の傾向を数字であらわすまでにいたっていない。しかし、農業では畜産、非農業では家庭副業の延長の業種が多いように思われる。

### 3. 経営規模と収入水準

第2表に『四川日報』からとった特定業種専業農家の経営規模および収入水準を掲載した。全国範囲または省範囲の統計は今後公表されようが、現在までのところほとんどない。ただ一つ、全国の穀物商品化基地の統計が得られる。その穀物専業農家の生産量は平均5~10トンであるという。梱付きで計算されているから、日本でいえば4~8トンである。日本のヘクタール当り米の生産量は5~5.5トンであるから、1~2町歩の水田農家に匹敵する。このなかで、規模の大きい農家は25~30トンを生産するという。これは数ヘクタールの経営に匹敵しよう。

畜産では養鶏が数十~数百羽、養豚が年間出荷頭数で数頭から数十頭、乳牛は飼育頭数で数頭、養蜂は80~100箱という経営規模が浮んでくる。四川省でやや一般的な統計が得られる。7地区・市、28県の初歩的統計によると、年間出荷頭数5頭以上が9万8000戸、50羽以上養鶏農家が1万9000戸、10頭以上の山羊農家が1万6000戸、5頭以上の乳牛飼育農家が50余戸、50羽以上の養兔農家が2200

第2表 1982年の専業農家経営規模——四川省を中心に

	業種およびその他事項	経営規模	農家収入	労働力 1人当り 収入	出 所
全 国	全国50県の商品基地	平均5~10ト 多いもの35~40ト			『人民日報』 1983年3月26日 1ページ
陝西省榆林地区	穀物生産が主			1,300元 (一般農家の の2.3倍)	『陝西日報』 1983年3月4日 2ページ
四川省什邡県両路 公社 劉安清	養鶏 繁殖卵	300羽	14,000元		『四川日報』 1983年3月19日 1ページ
四川省什邡県回瀾 公社 樊興革	アヒル, 鴨卵, 孵化, 加工の 3種		22,525元		同上紙 1983年3月17日 2ページ
四川永川県何埂公 社 何海清	アヒル 水路利用の養鴨 ダム水路管理所へ806羽納 める		10,000元		同上
四川省射洪県 肖述英	養鶏 育雛			2,300元	同上紙 1983年2月26日 2ページ
四川省什邡県雲華 公社 馬理貴	養豚, 豆腐		10,000元 純 3,798元		同上紙 1983年3月17日 2ページ
四川省威遠県奉竜 公社 曾淑容	養豚	出荷62頭	8,082元		同上
四川省重慶郊外区 劉伯榮	乳牛 8人家族	8頭	純 8,000元	純 1,000元	同上紙 1983年2月26日 2ページ
四川省宜賓県黄絡 公社 彭祥每	乳牛	7頭	11,000元		『四川日報』 1983年2月17日 2ページ
四川省武隆県長坝 公社 但功友	養蜂 花を求めて3,500kmを 旅する	100箱	総14,000元 純10,000元		同上紙 1983年3月17日 2ページ
四川省西陽県 冉啓寿	養蜂	81箱	総 9,270元 純 7,215元	1,036元	同上紙 1983年2月26日 2ページ
四川省新津県長楽 公社 金万根	輸送 トラックを購入し, 運 送業開設		81・82年で 純23,000元		同上紙 1983年3月10日 2ページ
同上方興公社 頼成仁	輸送 トラクターで鉍石輸送 81年		純 6,000元		同上
四川省蒲江県復興 公社 劉仕軍	養魚	約60アールの池	総11,000元		同上紙 1983年3月9日 2ページ
四川達県金檀公社 譙永成	農産物加工, モーター, ハン ドトラクター, 糶摺り機, 製粉機, 製麵機		総 9,560元	1,194元	同上紙 1983年3月5日 3ページ

第3表 中核専業農家・重点農家の商品化率

場 所	専業・重点農家 全農家	商品化率	出 所
a) 黒竜江省四平地区	豚 1.7%	全商品化量の15.15%を受け もつ	『農業経済問題』 1982年 第10号 3ページ
b) 陝西省榆林地区	穀物	平均して50% 高い農家80% 2県15,000戸 50%	『陝西日報』 1983年3月4日 2ページ
c) 江西省鄱陽湖商品基地	穀物	全地域の中で40,000戸 80%以上	『人民日報』 1983年3月28日 2ページ
d) 湖北省黄梅県孔端公社 洪碾大隊嚴均先	穀物	1戸で供出量 31,500ト(粳)	同上紙 1983年3月16日 1ページ

戸であるという(註14)。第2表は『四川日報』を中心としたもので、この経営規模を全国的なものとして一般化するわけにはいくまい。ただ収入面からみると一労働力の年間純収入が1000元以上、農家総収入が数千元以上という像が浮びあがる。新聞紙

上では「万元戸」(一家の総収入が1万元に達した農家をいう)の存在がしばしば報道されるようになった。1981年に、生産隊から配分された農民1人当り収入(したがって家庭副業収入は別)が40元以下の農家がまだ12%未満存在していた。全国平均では

税込みで、117元、税を差しひいて101元であった(注15)。これを参考にすると、特定業種專業農家の収入は、労働力当たりしばしば1000元を越えている。

#### 4. 商品化率の情況

中核專業農家のもっとも重要な条件は高い商品化の実現にある。断片的資料ではあるが、第3表にいくつかの例をまとめた。a) のような資料がもう少し収集できると、中核農家の商品化における重要度が鮮明になろう。穀物ではデルタまたは盆地でもっとも条件のよいところと思われるが、生産量の50%が商品化されるような農家が中核專業農家に指定されていることがわかる。

(注1) 米長勝「試論專業戸在農村中的地位和作用」(『農業經濟問題』1982年第9号)41ページ。

(注2) 余国耀 前掲論文 3ページ。

(注3) 同上論文 5ページ。

(注4) 『人民日報』1983年3月10日 1ページ。

(注5) 『人民日報』1983年3月26日 1ページ。

(注6) 『陝西日報』1983年2月8日 2ページ。

(注7) 同上紙 1983年4月3日 1ページ。

(注8) たとえば、『人民日報』1983年3月21日1ページの指摘。

(注9) 『四川日報』1983年4月12日 1ページ。

(注10) 同上紙 1983年4月3日 2ページ。

(注11) 『人民日報』1983年4月23日 2ページ。

(注12) 劉建民・劉光彦「積極扶植專業戸，重点戸發展生産」(『農業經濟問題』1983年第3号)10ページ。

(注13) 『四川日報』1983年3月31日 2ページ。

(注14) 同上紙 1983年2月26日 2ページ。

(注15) 『中国統計年鑑』1982年 198~199ページ。

## IV 林業

林業や果樹園は生産周期が長い産業である。林業の場合は華南でも黒木(針葉樹)なら最低35年は必要である。西北、東北などでは100年単位が必

要である。このような事業に対し、生産責任制をどのように取入れようとしているか。これがこの節の問題点である。

三中全会農政は林業面では「林業の‘三定’政策」となって現われた。‘三定’とは、植樹した者が管理し、収益もその人に帰属するという内容である。すなわち、植林者、管理者、受益者の三つを定めることである。1982年12月までに全国生産隊の3分の2にあたる3704万の生産隊が‘三定’政策を採用したという(注1)。全国の1700万戸の農家のうち、4分の1強の農家が1億7000万ムー(1139万 $\mu$ )の山を自留山としてもつようになったという。1戸当たり25 $\mu$ である。この自留山については相続を認めた。

1983年の林業政策は次のようなものである(注2)。

「条件のあるところは自留山を拡大すること、植林したものがその林を私有し、相続することを認める。大々的に植林と育苗の中核專業林業家、重点農家を發展させる」。

ここには重点施策または方向として二つが述べられている。すなわち、自留山の拡大と專業の中核林業家の育成である。これ以外に、過去2~3年やってきた生産隊と各農家が契約して、特定の面積または特定の段どり(たとえば、床作りや植樹など)だけを請負わす方法がある。合計三つの方法が併存している。量的に多いのが第3の方法であるが、1983年以後は第1、第2の方法にしたいに施策の重点がおかれてゆくであろう。

自留山は耕地でいえば、自留地に匹敵する。従来、個人農の自留山という考え方はなかった。1950年前後の土地改革時では、大面積の山林原野は国有化され、以後林業部が管理に当たってきた。土地改革以前に、農民たちが村有林的、区有林

的に使用してきた場所は、合作社化以後生産隊の所有となって今日まで来た。その利用は最終的には合作社管理委員会に権限があった。ときには封山育林といって、配下の社員および家畜の入山を一定期間禁止する方法をとったり、荒地を共同で開発し、その収益は合作社、生産隊に帰属させ、個人の私有にはさせなかった。個々の農家は植林などに出役した際、労働点数が加算されるのみであった。成長した木を伐採したときの材木の収入はもちろん生産隊に帰属した。成長過程に整枝した枝葉や伐採時の枝葉は燃料として個々の農民に分配された。個人の農民が自分のものとして勝手に処分し、使用できたのは家屋廻りの立木のみであった。

これまで存在していなかった自留山作りが始まったのはおそらく1980年前後ではないか。この点につき、資料を詳しく追っていない。1982年末までに、全国農家の4分の1強が自留山を持つにいたった。今後、所有面積も所有戸数も急速に増大していくと思われる。すでにいくつかその徴候が見えている。たとえば、陝西省では荒山、荒砂地については、個々の農家が植林できる面積だけ、自留山としてよいという方針が出されている<sup>(注3)</sup>。開発、植林した面積はすべて個人の利用にゆだね、その収益も個人のものにするというのである。四川省の峨辺県も1983年から、集団所有の荒山を請負う場合、面積を無制限とした<sup>(注4)</sup>。ただし、この場合、自留山でなく、生産隊から植林を請負う方法である。しかし、事業の性格上、荒地に植林し、育林するコストを支払ったものに、立木の収益が帰属するだろうから、実質的な自留林とかわらない。もっとも、自留山面積の無制限性については、陝西省や四川省峨辺県のような荒蕪地が無限に存在するところであるという点を考慮に入

れておく必要がある。

専業林家の説明はあとに回し、生産隊との契約による請負い林業の方法を先に説明しておく。自留山の場合でも、山の土地の所有権は生産隊のものである。その用益権を農民がもつ。請負い制の場合はなおさらである。土地は生産隊のものである。立木も基本的には生産隊のものであるはずである。しかし、請負制のなかには、土地は生産隊、林権は請負った農民のものというのが比較的多い。このさい、成木の伐採・処分などにつき、生産隊が干渉権をもつか否かについては不明である。

収益配分について、四川省納溪県の例がある<sup>(注5)</sup>。ここでは二つの方法をとっている。床作り、植林、下草刈り、間伐などの管理から成林にするまでの過程をすべて請負わす方法である。林権は相続の対象となる。収益は生産隊と農民が1対9ないし2対8で分配する。これは日本の分収林と同じである。1970年代後半から各県庁が主導してやっている方法で、都市の資金を山村に誘導する方法の一つとして編み出された。山の地主は直接植林はしない。苗木と床作り、植林までを県林業郷士が行なう。管理は地主が行なう。収益は地主4、林業公社6の比率で配分するという方法である。両者をもう少し正確な資料で比較し、その異同を明確にすると面白い。その一つの方法は作業過程を請負わせる方法である。床作り、植林とそののちの管理過程とを分けて請負わせる。植林までを請負った者が国の補助金、奨励補助穀物、生産隊と協定した労働報酬を取得する。植林後の管理については個人農家が農家グループに委ねる。この場合の収益配分は、2対8ないし3対7とする。

河北省豊寧県の例は次のとおりである<sup>(注6)</sup>。自留山以外のすべての山地を生産隊との契約請負い

にした。山の所有権はあくまで集団所有とする。山全体の植林計画は生産隊が統一的に行なう。苗木は生産隊が提供する。請負わず部分は床作りから経営まですべてである。幼齡林までの間伐その他の収入はすべて請負った農家のものとする。中齡林以後の収入については、生産隊2対個人農家4の比率で分ける。幼齡林期に、間に何を栽培しても自由であり、その収入はすべてその地を請負っている者に帰属する。間作ものとしては育苗、薬草などがある。封山育林をすれば林になるところも管理を請負わせる。幼齡林のなかの収入は請負った者に帰属する。中齡林以後の収入は生産隊4対請負い農民6の比率で配分する。

專業林家の育成。すでに全国で100万戸の農民が專業林家になっている<sup>(注7)</sup>ことは紹介した。1983年3月、全国義務植樹運動の展開を前に、林業部部長楊鐘は造林と育苗の專業林家を育成すべきだと強調した<sup>(注8)</sup>。山西省の例では專業林家は二つが存在している<sup>(注9)</sup>。生産隊から植林や育苗を請負った者が転化した人、2番目は自留荒山に植林していった農家から成長した者。專業林家制度が始まったばかりであるから、育苗から植樹、管理、伐採までを行なう林業家は出ていない。そのような林業家を育てるか否かはこれからの課題であろう。現在までのところ、育苗と植林の面で、専門化しつつある<sup>(注10)</sup>。これは技術問題と関係する。四川省では育苗にあたって、とくに專業林家を育成する方針をとるようになった<sup>(注11)</sup>。河北省の興隆県では林業技術網の組織化を試みている。すなわち、県に林業局、区や公社に林業ステーション、生産大隊に林業隊(組)を設ける。生産隊のなかに林業技術員を設ける。各級の林業技術員に対しては、技術の請負い制を導入する。農民技術員については、政府が賃金補助を行なう<sup>(注12)</sup>。こ

の末端の農民技術員が育苗の専門家や植林の専門家になってゆく場合が多い。

以上みてきたように、林業は今後しばらくの間自留山方式、請負い方式が中心となるであろう。個々の農民にとって、土地私有権はないものの、自分の‘裏山’をもてるようになったのは、中国史上初めてかも知れない。党ははっきりと、集団の力による荒地、荒山開発の方針を放棄した。各農家が居住している地域内の植林はおそらくこの方法の方がより進むであろう。しかし、村里から少し離れた広大な地域については人民公社時代のように、植林が進まないであろう。個人農の経済的な距離はずっと狭くなるからである。

もう一点強調しておくべきことは、山林原野荒地から、実質的な私有化が進行しよう。個人農家による開発植樹面積は無制限になったことを紹介した。しかも、立木についての相続が可能となった。したがって、労働力豊富な山村の農家は広範な山の用益権を取得してゆくであろう。3~4人の労働力があれば年間1畝くらいの植林はそれほど農作業に障害なく行ないうる。そうなれば、5~10畝の‘山持ち’が輩出することは十分に考えられる。成木になる年月が長いだけに、将来、土地所有上の私有化を進める有力な突破口となるのではなからうか。

(注1) 『陝西日報』1983年3月12日 1ページ。

(注2) 同上。

(注3) 同上。

(注4) 『四川日報』1983年3月22日 1ページ。

(注5) 同上紙 1983年4月15日 1ページ。

(注6) 『人民日報』1983年3月21日 2ページ。

(注7) 同上紙 1983年4月8日 2ページ。

(注8) 『陝西日報』1983年3月12日 4ページ。

(注9) 『人民日報』1983年3月28日 2ページ。

(注10) 同上紙 1983年3月10日 1~2ページ。

(注11) 『四川日報』1983年3月2日 1ページ。

(注12) 『人民日報』1983年3月12日 2ページ。

## V 畜産業

従来、畜産業には3種類があった。一つは農家の自留地で飼う養豚、養鶏である。放し飼いの豚を1~2頭、庭先養鶏数羽を飼育するのが大部分であった。二つ目は生産隊のなかで養豚專業班、養鶏專業班、大家畜飼育係などがあって、集団経済の一環として飼うものである。‘左’派が権力を掌握すると、自留地飼(私養)が少なくなり、集団飼(公養)の比率が増大するという経過をたどってきた。以上二つは耕種農業地帯の飼育形式である。他の一つは畜産地帯とりわけ放牧地帯である。この地域はもちろん人民公社に組織され、草地も家畜も集団所有になっていた。生産責任制が導入されて以後、飼育制度はどのように変化しつつあるのか。

河南省周口地区商水県の例をみよう(注1)。飼育形式を四つにわけ、その移動を第4表にまとめた。この県では1981年に、集団の集中飼育から各戸飼育に変わったことが知られる。商水県は耕種農業地帯である。

放牧地域ではどのような変化が起こっているか。1982年8月、ハルピンで北方牧畜会議が開催

された。そこで自留畜の拡大が報告されている(注2)。それを一覧表にすると第5表のようになる。

寧夏はとびぬけて自留畜が多い。他の省は10~30%の間である。全国的にみれば5分の1前後ではなかろうか。この数字はおそらく、1982年の春頃の数字であろう。1982年は集団財産を個人に分解したもっとも早い年である。1年後の1983年の春にはもっと多くの大家畜が個人の帰属になったものと思われる。

北方牧畜会議は放牧畜産地域に対しては、個人飼育への分解によって発生した矛盾について赤裸々な指摘を行なっている。たとえば、草場争い、集団飼育から離れようとする強い志向などである。にもかかわらず、自留畜は社会主義集団経済の補完物であること、自留畜の頭数と種類については制限してはならないと指摘している。農耕地区、郊外農業区の畜産については個人專業化方式を唱導している。会議時点で、全国の家禽を含めた畜産の中核專業農家は50万戸、重点農家は177万戸に達するという。飼育する家畜数は1009万頭、家禽は5815万羽、兔が1218万羽に達するという(注3)。專業農家を「成金者」として批判してはならないと強調している。

以上から、いずれの場合も個人飼育形態へ向う

第4表 河南省商水県にみる大家畜の飼育形態の変化

	集団集中飼育		集団班別飼育		「分俱」飼育		1戸飼育	
	構成比	家畜増減	構成比	家畜増減	構成比	家畜増減	構成比	家畜増減
1980	56%	1979年比 -17.5%	32.8%	-8%	2%	-1%	9.1%	+66%
1981.12	1%		1~2%		2~3%		95%	

(出所) 『農業経済問題』1982年 第4号 24ページ。

(注) 「分俱」飼育は共同出資して飼育するものをいう。班別飼育は集団飼育の一形式にすぎない。「分俱」飼育はすでに生産隊の飼育から離れている。

第5表 主要牧畜地帯の自留畜の拡大

			総頭数の中の自留畜比 (%)	1人当り自留畜頭数 (頭)
内	蒙	古	28.5	5.3
新		疆	25	1.58
青		海	13	5.6
四		川	25	0.8
寧		夏	55.3	1.3
甘		肅	15.1	1.6
チ	ベ	ッ	20	8.4

(出所) 『農業経済問題』1982年 第10号 50ページ。

ことは避けられないが、放牧地域の矛盾の激化に対する適切な措置が編み出されるか否かによって、個人牧民化の程度が決まてこよう。

(注1) 李勇「実行生産責任制大牲畜迅速発展」(『農業経済問題』1982年第4号) 24ページ。

(注2) 「北方畜牧工作会議討論情況綜述」(『農業経済問題』1982年第10号) 50ページ。

(注3) 同上論文 51ページ。

## VI 新協同組合化の試み

### 1. 新経済連合の出現

個人農化が進むなかで、1981年頃から各種の新しい共同経営化が試みられるようになった。これを新経済連合と呼ぶ。

新経済連合はその2～3年前から試みられてきた農工商連合企業とは別個のものである。この農工商連合企業とは、国営農場から発生したもので、規模が著しく巨大である。1978年から国営農場および一部の郊外人民公社連合の間で組織され始めた。1981年7月現在で、全国農墾系の国営農場のうち、936(全体の44%)がこれを組織した(注1)。それまで国営農場は農業しかやれなかった。農産物加工、販売およびこれに関連する諸産業を興すことは禁止されていた。政府の価格政策から、農業の価値は農産物加工業で実現するというメカニズムが働いていた。国営農業が軒なみ赤字という

のは、加工産業を国営農場から取り上げる政府の政策による必然的な結果であった。この政策を改めたのが農工商連合企業方式である。加工部門が許されることによって、それ以後、多くの国営農場が黒字に転化した。

1981年頃から出始めた新経済連合はこの連合企業とは異なる。トラクターを購入するのに、数軒が出資し合うとか、養豚農家が集まって出資し、繁殖豚農家をつくるとか、また、飼料の共同購入を行なうとかの協同化である。1981年に出始めたばかりで、全体の定型化にはもうしばらくの時間が必要である。しかし、大体の方向はすでかなり明確に出ているので、新経済連合の組織化が進んでいる地域の例から、特徴をさぐってみよう。

### 2. 新経済連合の業種

#### (1) 河南省淮陽県の例(注2)

全県に生産隊が5302あり、3300の新経済連合組合を結成したという。その業種内容は農工商聯合工場(作業場)が2972で、サービス関係の小組または店が328である。参加農家3万7064戸で、全県農家の18.5%が参加しているという。

#### (2) 河南省商水県(注3)

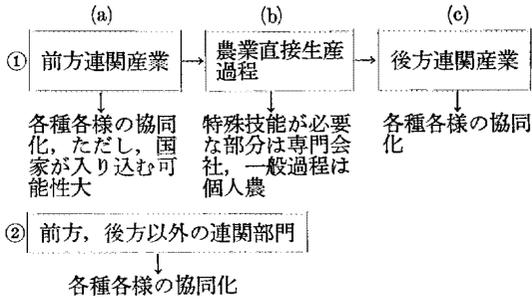
参加農家は4万2573戸で、全県総農家の23.9%である。

(3) 河南省開封地区蘭考県固陽・通許県(注4)の朱砂、杞県、湖崗の3公社で組織された新経済連合332の業種は以下のとおりである。農副産物加工、機械化耕作、運輸業、レンガ製造、建築業、手工業、商業、飲食業、各種サービス業、動物飼育である。

#### (4) 安徽省滁県(注5)

ここにはつぎの業種がみられる。病虫害駆除公社、水稻育苗会社、ハイブリッド水稻育苗会社、タバコ育苗会社、家畜・家禽防疫公社、家畜保護

第3図 新形式の経済連合分野



会社、飼料供給会社、肥料会社、種子会社、各種購買・販売会社、運輸会社、各種農産物加工会社である。

2資料から得られる4県の例から大方の傾向は第3図のように描けると思う。

①の(a)は農業生産財、生産諸資材の生産と供給を担当する業種をさす。農機具生産と供給、その修理、肥料・農薬の供給、種子の生産と供給、農薬の散布、生産にかかわる種の技術上の相談などが入る。また、水利建設、水の管理もこの部門に入ろう。

①の(b)の過程では、安徽省の滁県でみられるように、育種・育苗、稚蚕など、比較的高度な技術を必要とするところが協同化される傾向がある。日本では稚蚕飼育や水稻の育苗などは農協が行なっているところが多いが、それを想起してもらえばよい。また、耕起も協同組合の請負いがみられる。その他の一般管理は個人農に任される。

①の(c)は農産物加工が主である。②の運輸や農村の諸産業とともに、協同組合化の方向がみられる。

ここで特に注意しておくべきことが2点ある。第1点は①の(b)直接生産過程の自作農化と直接生産過程内における分業化と協同組合化の進展である。日本の例で示すと、養蚕の場合、桑園の管理

は個人農家、3歳以上の蚕の飼育は個人農家、稚蚕飼育(多くの場合2齢まで)と蚕室の消毒は協同で行なう。稚蚕飼育は第2次世界大戦以後全国的に普及した。土地所有や経営はいっさい私的に行なわれている。日本の農村でも、特殊の技術が必要な部門は協同化されてきた。したがって、人民公社方式を20余年経験してきた中国で、ゆるい協同化の方法が維持できないとは考えられない。

もう1例あげておこう。オイルショック以前、日本の農家の養豚(会社組織は別)は、3分野に分かれていた。種豚と冷凍精液を保持する部門、第2は繁殖豚、第3は肥育豚の3部門である。種豚と精液は多くの場合、県の経済連合会が管理していた。繁殖豚は子取り専門で農家の主婦の副業として行なわれていたことが多い。第3は出荷できる90規にまで肥育専門に行なう農家があった。第2、第3は個人農であったが、第1部門は一種の協同経営組織である。精液を県単位で統一的に管理することによって、新品種の普及、したがって肉質の改善、商品価値の向上が可能になってきた。

養蚕と養豚でみたように、私的所有制の上に経済活動を行なっている日本でも直接生産過程の協同化の試みが定着していることである。

第2点は、直接生産過程の前方関連すなわち、生産資材の生産と供給において、国家権力が入る例が多いという点である。県政府が肥料・農薬の供給会社や飼料会社、種子配給会社を組織している例がしばしばみられる。四川省の場合<sup>(註6)</sup>は次のとおりである。

四川省農業科学院の宋明友は同省で発展している農業科学技術の普及組織について三つに分けている。

第1は既存の種子公司、飼料公司、化学肥料公

司が物の供給とともに技術指導を行なう。これらの会社は多くの場合、県政府の管理下になる。

第2は県または人民公社の農業科学技術普及部門が農業技術服务公司または普及センターを設立し、農民から指導料をとって指導する。

第3は省、地区の政府が技術者を県以下に派遣し、指導料をとって技術指導を行なう場合である。いずれの場合も、県政府が大きな役割を果たしていることが知られる。

第2点はきわめて重要な意味をもつ。第2図でみたように、ほぼ個人農化している。しかし、‘統’という字で表現される公的経済部門をできるだけ維持しないかぎり、現執行部は理論的に‘左’派に打ち勝つことはできない。また、政府が農民を政府の方向に誘導するためにも、公的経済部門を縮小させえない。とくに重要なのは後者である。前方連関過程に政府権力が入るということは、直接生産過程で個人農化してしまった農民たちを、農業生産財供給の面で政府がコントロールし、政府の思いのままの方向に農民を誘導していく用具を政府が手に入れているといえないだろうか。たとえば、農薬や肥料の価格づけ、供給で、農民を誘導するとか、種子の供給を一元化することによって、農民の栽培裁量権を制限するなどの方法である。この用具のなかで、とりわけ種子供給は政府の有力な農民支配の用具となりうる。改良品種は農民自身が種子を再生産しにくいものがある。代表的なのが雑種強勢の原理を生かした新品種、ハイブリッド種がそれである。農民はF<sub>2</sub>を播いても、分解してしまい、高収量の種子にはなり得ない。今日日本で栽培しているバンナム系のトウモロコシの種子は永久にアメリカの育苗会社から種子を購入せざるを得ない。すなわち、国際的な種子独占が発生しているのである。中国国内では、

政府がこの新技術により開発された各作物の新品種を独占することは可能である。

このようにみえてくると、前方連関の分野では公的権力を入れた農業生産財供給体制が組織される可能性は非常に大きい。日本でいうならば、農協が一括して、営農指導と生産財供給を担当し、個々の農家はその路線よりはみ出さないように、制御されるような状況を考えてみればよい。中国農業は過去30年の建設過程で、近代的投入が著しく増大し、それらがなくては成立し得ないほどになっている。たとえば、優良品種またはハイブリッド種などの普及程度は、1982年でトウモロコシで70%、高粱80%<sup>(註7)</sup>、水稻16.8%、綿花13.5%、サツマイモ8%<sup>(註8)</sup>に達している。

したがって、現政権は個人農集団を政府の思う方向に誘導することに関してはかなりの自信をもっているのではなかろうか。

### 3. 新経済連合の基本的特質

個人農家または何人かのグループが出資によって経済組織をつくり、分配も出資額に応じて行なわれる会社方式が出始めた。これは1956年の高級合作社化以後の組織原理を基本的に変えるものである。高級合作社以前の初級合作社では、土地や農機具、役畜などの出資に対し、分配が行なわれた。高級合作社以後はこれらの現物出資にたいする分配はすべてなくなり、労働に応じた分配のみが行なわれるようになった。人民公社化以後もこの点は変化がなかった。つまり、農村のすべての経済組織は労働を基軸に組立てられていた。新経済連合は、労働と出資額の二つで組織されるようになった。この出資額の部分は労働の結晶であるから、それが配当を生んでもなら社会主義の原理に反しないという説明がなされている。

出資額が組織原則の一つの柱になれば、農村社

会がどう変化するか。これは注意深く見守る必要がある。

(注1) 『中国経済年鑑 1981』iv, 21ページ。

(注2) 欧陽俊斌・何天順・婁康羽「怎樣看待農村新的經濟联合体」(『農業經濟問題』1982年第5号) 21ページ。

(注3) 同上。

(注4) 同上。

(注5) 朱成基「道路越走越寬広」(『農業經濟問題』1982年第2号) 17ページ。

(注6) 宋明友「試論農業技術联産合同与技術咨询服务的关系」(『農業經濟問題』1982年第10号) 32ページ。

(注7) 『人民日報』1982年9月10日 4ページ。

(注8) 同上紙 1982年11月7日 3ページ。

### 結語にかえて

1956年の高級合作社化, 1958年の人民公社化は1940年後半から52年にかけて行なわれた土地改革に匹敵するほど大きなできごとであった。1981年から82年の人民公社の解体と個人農化は, 中国農村のみならず, 中国社会全体にとって測り知れないほど大きな影響をもたらすであろう。何よりも, 直接生産過程で個人農化したことと個人の出資によって結合する協同組合が生まれたことがもっとも大きな特質である。それまでは家計の生産と分配に対する自由裁量権は, 自留地部分を除いてほぼ皆無であった。この個人農制が社会全体の個人主義化の強化にどのような影響をもたらしてくるであろうか。

専業戸と呼ばれる中核農家で雇農を雇い始めている者さえいる。土地改革時の規定にそくせば富農である。社会主義農業を理論的にどう規定するかはやはり問題にならざるを得ない。

従来は人民公社間の分配格差は大きい, 公社

内のそれは比較的小さいといわれてきた。人民公社, 生産大隊, 生産隊がそれぞれ分配面で調整機能を果たしてきていたからである。この社会的メカニズムが喪失しつつある。したがって, 人民公社内外にわたり, 分配の高い産業に対し, 労働力が移動することを阻止できなくなろう。これが都市化にどのような影響をもたらすか。

これまでの農村投資は, 公積金と農民を組織して植林, 水利, 農地造成などに動員する労働蓄積の二つに依拠していた。両者とも, 個人農化の過程で急速に低下している。とりわけ, 後者の低下は著しい。農村の社会資本建設は確実に遅れるであろう。これが中長期にわたってどのような影響をもたらすか, やはり重要な問題を内包する。

以上については, 別稿で検討する。

(アジア経済研究所調査研究部)